

# 第1章 最恵国待遇

## 1. ルールの概観

### (1) ルールの背景

いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという一般的最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment = MFN 原則）は、WTO 協定の基本原則の1つである。

一般的最恵国待遇原則の下では、例えば、WTO 加盟国の A 国が、B 国（WTO 加盟国であるかどうかを問わない）との交渉において、製品αの関税を5%に削減すると約束した場合、この関税率は B 国以外のすべての WTO 加盟国に関しても適用されなければならない。つまり、ある国が一定の問題に関して他の諸国に最恵国待遇を与えるとすることは、その問題についてそれらの諸国を平等に扱うことを意味している。このように、最恵国待遇の本質とは、ある国と他の国に対して同一の条件を与えるという無差別性にあると言える。貿易の文脈では、同様の物品に対して、原産地国によって異なる扱いを行ってはならないという原則である。

最恵国待遇の考え方自体は長い歴史を持ち、GATT 以前から、多くの二国間通商条約に取り入れられ、貿易の自由化に貢献していた。しかし、世界恐慌の影響を受け、世界各国が保護主義政策をとった 1930 年代には、経済のブロック化を進めるため、英連邦の貿易制限措置（通称スターリング・ブロック）やフランスのフラン・ブロックなど、最恵国待遇原則を制限する様々な制度が導入され、こうしたブロック経済化が第二次世界大戦の遠因となったとされている。この経験への反省から、第二次世界大戦後、多数国間条約である GATT において一般的最恵国待遇条項が規定され、世界規模での自由貿易体制の安定化が図られ、それが WTO にも継承された。

このように、最恵国待遇原則は、多角的貿易体制を支える基本原則の1つとして、特に遵守されなくてはならない。また、地域統合等その例外については、WTO の基本原則たる最恵国待遇原則を形骸化することにならないよう、WTO ルールに整合的に運用されることが必要である。

### (2) 法的規律の概要

#### ①最恵国待遇原則に関する GATT 上の規定

最恵国待遇を定めている GATT の規定としては、GATT 1 条、3 条 7 項、5 条、13 条及び 17 条がある。

##### (a) 一般的最恵国待遇（GATT 1 条 1 項）

GATT 1 条 1 項は、関税、輸出入規則、輸入品に対する内国税及び内国規則について、WTO 加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を供与することを定めている。すなわち加盟国は、同種の産品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の産品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない。

この点、まず、「同種の産品」要件に関しては、旧 GATT 及び WTO の紛争解決における判断（GATT 3 条 4 項における同要件の判断を含む）の蓄積を通じて、①産品の物理的特性・性質、②用途、③消費者の嗜好及び④関税分類の4要素によって判断するという解釈が定着している。旧 GATT 時代の先例としては、例えば、スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税のパネル（BISD28S/102）では、同種の産品は物理的特性、消費者、他の締約国の関税分類上の扱いの3要素によって判断されるとした。同事案では、4種類のコーヒーについて異なる関税が設定されており、これら4種類が「同種の産品」と判断されるかどうかの問題となった。同パネルは前述の3要素に従い、4種類のコーヒーはほとんどがブレンドされて販売されていること、消費者は4種類を同一の飲料製品と判

断していること、多くの GATT 加盟国の関税分類が 4 種類について異なった関税率を適用していないことから、4 種類のコーヒーを「同種の産品」と判断し、ある特定品種の生コーヒー豆についてのみ異なった関税率を設定したことを最恵国待遇違反とした。

他方、松柏類の製材の関税分類で、トウヒ、マツ、モミ（SPF）とそれ以外で税差を設けているのは、実質的に特定国の製材を他の国の製材と差別するものであるとの主張に対し、関税分類については各加盟国に広範な裁量が認められているとして、「同種の産品」の判断をするにあたっては、各輸入国の基準に依拠した例もある（日本の SPF 製材に関するパネル、BISD 36S/167）。

次に、差別ないし有利な待遇（「利益、特典、特権又は免除」）の有無が問題となるが同種の産品であるにもかかわらず輸入相手国によって異なった関税率を定める等、明白に特定国に対する差別を行っていても、当然に GATT 1 条 1 項違反である。しかしながら、表面上は特定国を明示して差別してはなくても、同種の産品と判断される産品の間で異なった取扱いを行うことにより、事実上ある特定の加盟国の産品が差別される結果になれば、GATT 1 条 1 項の違反となりうる。

こうした事実上の差別が問題となった事案として、カナダの自動車に関する措置（DS139）<sup>1</sup>がある。同事案では、所定の条件のもと米国からの輸入車の関税を無税にするカナダの制度が問題となった。同制度は、規定上は所定の条件を満たすことでどの国の企業にも当該制度を利用する可能性が開かれていたが、実際には米カナダ FTA の締結に伴い新規の申請を停止しており、事実上、ほぼ米国企業のみが利用可能な制度となっていた。パネル・上級委員会とも本件措置が事実上の差別に当たると判断して、GATT 1 条 1 項の違反を認定した。

#### **(b) 産品の混合、加工又は使用に関する数量又は割合の無差別適用（GATT 3 条 7 項）**

GATT 3 条 7 項は、特定の数量又は割合による産品の混合、加工又は使用に関する内国の数量規則について、締約国はその数量又は割合を国外の供給源別に割り当てるような方法で適用してはならないと規定する。同項は産品の混合、加工又は使用に関する数量又は割合の最恵国待遇を定めており、GATT 1 条を補足している。

#### **(c) 通過の自由の保障に関する無差別適用（GATT 5 条）**

GATT 5 条は、締約国の国境を通過する運送に対し、締約国は国際通過に最も便利な経路でその領域を通過する自由を与えることを規定し、こうした保障は船舶の国籍、原産地、仕出地、入国地、出国地もしくは仕向地等の事情に基づく差別を設けてはならないと規定する。これは通過の自由に関する最恵国待遇であり、GATT 1 条を補足している。

#### **(d) 数量制限の無差別適用（GATT 13 条）**

GATT 13 条は、産品について数量制限や関税割当を行う場合には、すべての国の同種の産品に対して無差別に行わなければならないこと、輸入制限や関税割当を行う場合には、過去の実績に応じて、その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべきことなど、数量制限の適用にあたって、国家間の公平性を実現できるように定めており、GATT 1 条を補足している。

前半の数量制限や関税割当を無差別に適用する部分については、冒頭述べた最恵国待遇の本質である無差別性を述べている。すなわち、数量制限や関税割当の例外となる国や同種の産品を作ってはならないことを規定している。

他方、留意が必要な点として、GATT 13 条は、輸入制限や関税割当の内容を「その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべき」と規定している。すなわち、輸入制限や関税割当の適用を超えて、具体的な輸入許可数量の割当を形式的に平等にすることは、むしろ GATT 13 条の違反を構成しうる。例えば、米国のラインパイプに対するセーフガード措置（DS202）<sup>2</sup>に関するパネル判断では、米国がセーフガードの発動に伴いラインパイプに輸入制限を課す際、上記のような国別配分の原則を考慮に入れず輸入元国に対して一律 9,000 トンの輸入制限を課したことが GATT 13 条違反と認定された（パラ 7.55）。この点は、例えば同一の税率・法令を適用することが基本となる最恵国待遇とは異なる。

<sup>1</sup> 本件に関しては、平覚「カナダの自動車政策に関わる措置」2000年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2000/00-5.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-5.pdf)）も参照。

<sup>2</sup> 本件に関しては、間宮勇「ラインパイプ輸入に係るセーフガード措置」2002年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2002/02-7.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-7.pdf)）も参照。

#### (d) 国家貿易企業（GATT 17条）

「国家貿易企業」とは、加盟国によって設立・維持される国家企業、又は、加盟国によって排他的な若しくは特別の特権を許与された私企業で、輸出入を伴う購入・販売を行うものをいう。これら国家貿易企業は、その独占的地位を利用して、輸入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に重要な障害となるような運営を行うことも可能である。GATT 17条は加盟国に対し、国家貿易に関しても最恵国待遇を含む無差別待遇原則に合致する方法で行動させることを義務づけているが（17条1項(a)）、その一方で商業的考慮のみに従っていれば無差別待遇原則に合致していなくても足りるとしている（17条1項(b)）。

#### ②最恵国待遇原則の例外的規定

上記の最恵国待遇規定に対し、GATTにはいくつかの例外が設けられている。

#### (a) 関税同盟・自由貿易地域（GATT 24条）

二以上の国の間で経済関係を強化するために、関税同盟・自由貿易地域の地域貿易協定の取決めがなされることがある。これらの取決めが締結されると、域内諸国間の貿易は自由になる一方で、域外諸国との間の貿易障壁は残るため、域内諸国と域外諸国とは異なる待遇が与えられることとなり、最恵国待遇の原則に反する結果が生じる。しかしながら、全面的に禁止することは厳格に過ぎるとして、GATTは厳しい制限の下でこれらの取決めを認めている。GATT 24条は、①域内における関税その他の貿易障壁を、実質上のすべての貿易について廃止すること、②域外諸国に対する関税その他の貿易に対する障害は、締結以前より制限的であってはならないことという要件に適合する場合等に限り、地域統合に最恵国待遇原則の例外を認めている（第II部第16章「地域統合」参照）。

#### (b) 授権条項

一般特惠制度（GSP:Generalized System of Preferences）とは、開発途上国の輸出所得の拡大、開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税上の特別措置として、先進国から開発途上国産品に対して、最恵国待遇に基づく関税率より低い関税率が適用される仕組みである。一般特惠制度は、1971年6月のGSPに関するGATT理事会決定に規定されており、1979年の「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加に関する決定」、いわゆる「授権条項」（Enabling Clause）に基づく措置として、1994年のGATTの一部として認められている。一般特惠制度の下では、①歴史的、政治的に特殊な関係を有する国（(d)参照等）ではなく、より一般的に開発途上国に対して特惠的関税を適用することができる（この点で「一般」的といえる）、②特惠的関税の受益国が開発途上国に限定されている、③先進国から開発途上国に対する一方的な恩恵であるといった特徴がある。また、特惠受益国等のうち、通常途上国とは区別される後発開発途上国（47か国）に対しては、特別特惠対象品目について無税等が提供されるなど更なる優遇措置が維持されている。

地域貿易協定については、開発途上国同士が締結する協定の場合は授権条項に基づく特惠により、GATT 24条に規定される要件を満たす必要がなく、また締約国はGATT 1条の規定に関係なく、異なるかつ有利な待遇を他の締約国に与えることなしに開発途上国に与えることができるとされている<sup>3</sup>。

#### (c) 特定加盟国間における多角的貿易協定の不適用（WTO設立協定13条）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO設立協定）13条は、次の要件が満たされた場合には、特定加盟国間においてWTO設立協定並びに附属書一及び附属書二の多角的貿易協定の不適用が認められると定めている。第1に、GATT締約国であったWTO原加盟国の間で、WTO協定効力発生前にGATT 35条の規定<sup>4</sup>が当該国間で適用され<sup>5</sup>、協定効力発生時に有効であった場合である。第2に、既加盟国と新加盟国の間で、加盟条件に関する合意が閣僚会議（一般理事会）で承認される前に、いずれかの国が閣僚会議（一般理事会）に対し協定の適用に同意し

<sup>3</sup> 授権条項に基づく地域貿易協定の実例は、WTO Analytical Index, Volume 1, PP383-388に記載されている。

<sup>4</sup> GATT 35条にも不適用に関する規定があるが、WTO設立協定13条の方が優先すると考えられている。WTO設立協定16条3項は、「この協定の規定といずれかの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいてこの協定の規定が優先する」と定めているからである。

<sup>5</sup> GATT 35条は当初日本にも適用されていたが、1970年代に入って欧州各国が援用措置を撤廃したことで、我が国も国際通商システムに正式に加わるようになった。

ない旨通報した場合である。

このような不適用が認められた場合は、当該加盟国には他の加盟国に与えられている有利な待遇を与えられないことになり、最恵国待遇原則が適用されない結果となる。

この規定は、WTOへの新規加盟の際に生じる問題に対処するために設けられたものである。本来の最恵国待遇原則を貫徹した場合には、B国が新規加盟をした場合には、すべての国に対して最恵国待遇を与えるとともに、すべての国がB国に対して最恵国待遇を与えなければならない。しかしながら、既加盟国たるA国が、新加盟国であるB国との間にWTO上の権利義務関係を生じさせたくない事情があることがある。WTOへの加盟の条件は加盟国総数の3分の2以上の賛成であるため、賛成票の数が十分に多い場合、A国の意図に反して、最恵国待遇を付与する義務が生じることとなるが、WTO設立協定13条を援用することにより、AとBの両国間に限ってはWTO協定に基づく義務を生じさせないこととして、A国の意思を尊重することができる。また、A国のような事情を有する国が3分の1以上あり、B国の加盟承認が得られにくい場合にも、それらの国にWTO設立協定13条の援用を認めることで、B国の加盟を実現できるようになる。

協定不適用の通報例については、以下の表を参照のこと。

<図表II-1-1><sup>6</sup>

協定不適用通報国	経緯	
米国	1995年	ルーマニアに対し、協定不適用を通報 (1997年2月、撤回)
	1997年	モンゴルに対し、協定不適用を通報 (1999年7月、撤回)
	1998年	キルギスに対し、協定不適用を通報 (2000年9月、撤回)
	2000年	グルジアに対し、協定不適用を通報 (2001年1月、撤回)
	2001年	モルドバに対し、協定不適用を通報 (2012年12月、撤回)
	2003年	アルメニアに対し、協定不適用を通報 (2005年2月、撤回)
	2007年	ベトナムに対し、協定不適用を通報 (2007年1月、撤回)
	2012年	ロシアに対し、協定不適用を通報 (2012年12月、撤回)
	2013年	タジキスタンに対し、協定不適用を通報
トルコ	2003年	アルメニアに対し、協定不適用を通報
エルサルバドル	2001年	中国に対し、協定不適用を通報 (2014年7月、撤回)
ロシア	2012年	米国に対し、協定不適用を通報 (2012年12月、撤回)

#### (d) その他の例外

最恵国待遇原則固有のその他の例外としては、隣接国との国境貿易に関する規定（GATT 24条3項）及び英連邦等GATT成立当時に存在していた特定国への優遇制度（特恵）の存続に関する規定（GATT 1条2項）等がある<sup>7</sup>。また、公徳の保護、生命又は健康の保護のため等に必要な措置についての一般例外（GATT 20条）及び安全保障

<sup>6</sup> WTO Analytical Index—Marrakesh Agreement Establishing the WTO Article XIII (Practice)

<sup>7</sup> 1992年12月発出のWTO事務局ノート（MTN.TNC/LD/W/1）を参照。また、これらの他にも、最恵国待遇原則固有の例外ではないが、特定の条件のもとでのみ援用できる例外規定として、ダンピング防止税及び相殺関税（GATT 6条）や国際収支例外（GATT 14条）（ただし、これはGATT 1条ではなく①で述べたGATT 13条の数量制限の無差別適用に対する例外）、経済開発に対する政府援助（GATT 18条20項）、無効化又は侵害に基づく譲許停止（GATT 23条2項）等が存在する。

例外（GATT 21 条）は、最恵国待遇義務にも適用がある（第 II 部第 4 章「正当化事由」参照）。

加えて、ウェーバーの取得により最恵国待遇原則の例外を構成することも可能である。ウェーバーとは、WTO 設立協定 9 条 3 項に基づき 4 分の 3 以上の加盟国間の同意を得て、協定により加盟国に課せられる義務を免除されることである。また、ウェーバーの条件、終了期限等を明示すること、毎年レビューを行うこと等が定められている（WTO 設立協定 9 条 4 項）<sup>8</sup>。

### ③ GATT 以外の最恵国待遇規定

最恵国待遇の考え方は、例外があるものの、WTO 協定によって多くの分野に拡張され、それぞれ最恵国待遇の原則、例外を定めている。まず、貿易の技術的障害や基準・規格に関する分野では、TBT 協定 2 条 1 項において、強制規格に関し最恵国待遇義務を定めている。TBT 協定 2 条 1 項における最恵国待遇義務の規定は、文言自体も GATT 1 条における最恵国待遇義務の規定と異なっており、解釈としても異なると上級委員会が判断したケースがある（EU-アザラシ事件）。このケースにおいて上級委員会は、GATT 1 条における最恵国待遇義務は、措置の目的が正当であるかどうかを考慮せず、措置が同種輸入品の競争条件を悪化させているかどうかという点のみに基づいて判断がなされるとしたが、他方で、TBT 協定 2 条 1 項における最恵国待遇義務は、措置の目的を考慮して違反か否かが判断されるとした。この差異について、GATT においては規制目的が 20 条（一般的例外規定）で考慮されること、TBT 協定には GATT 20 条のような一般的例外規定が存在しないことを理由として挙げた。ただし、GATT においても TBT 協定においても、措置の目的が考慮されることに違いはなく、措置が違反とされるかどうかの結論が、両協定間で異なるわけではない。

その他、SPS 協定 2 条では、衛生植物検疫措置について最恵国待遇義務を定めている。また、政府調達協定 4 条では、政府調達について無差別待遇義務を定めており、同 3 条で、一般的例外を定め、無差別待遇義務からの免除についても規定している。

サービス貿易及び知的財産権の分野では、GATS 2 条がサービス貿易におけるサービス及びサービス提供者への、TRIPS 協定 4 条が知的財産権の保護における他の加盟国の国民への最恵国待遇付与を定めている。GATS では個別分野での具体的措置に限って、GATS 2 条の免除に関する附属書により免除登録を行えば、最恵国待遇供与義務から免除される等の例外がある。また、TRIPS 協定についても既存の知的財産保護に関する国際協定に基づく措置等については、最恵国待遇原則に関する例外としている（TBT 協定及び SPS 協定については、第 11 章「基準・認証制度」、政府調達協定については、第 14 章「政府調達」、サービス貿易及び知的財産権については、第 12 章「サービス貿易」及び第 13 章「知的財産」の該当部分を参照）。

その他、GATT 以外に最恵国待遇の規定からの逸脱が認められる条件を定めた規定が存在する。例えば、AD 協定、補助金協定、セーフガード協定、輸入許可手続協定、加盟議定書等がこれに当たる（AD 協定については、第 6 章「アンチ・ダンピング措置」、補助金協定については、第 7 章「補助金・相殺措置」、セーフガード協定については、第 8 章「セーフガード」の該当部分を参照）。

## (3) 経済的視点及び意義

最恵国待遇原則は、大要、下記 3 点の意義を有している。

### ① 世界経済の効率化

第 1 に、最恵国待遇原則は、比較優位に基づき、諸国が最も効率的な供給源から輸入することを可能にする。例えば、B 国の方が C 国よりも安価に A 国に産品 α を供給できると想定する。A 国は産品 α を B 国から輸入することによって経済効率を高めることができる。しかしながら、B 国に対する A 国の関税が C 国に対するものと比べ非常に高いとすると、A 国は非効率な供給源である C 国から産品 α を輸入することとなる。この場合貿易歪曲効果により A 国の厚生は低下し、世界全体の経済効率も低下する。ところが、この 3 か国間に最恵国待遇原則が適用されるとすると、A 国の関税は輸出国にかかわらず等しくなり、A 国はより安価な B 国産品を輸入することとなって、最

<sup>8</sup> 2024 年 12 月 16 日時点で、合計 25 件のウェーバーが有効（WT/GC/W/962）

も効率的な結果が実現される。

## ②自由貿易体制の安定化

第2に、最恵国待遇は、一国に付与した待遇を即時に他の国へ無条件に付与させる一方、貿易制限的措置を行うにあたっても各国に同様に適用させる義務を課すため、貿易制限的措置の導入を政治問題化させやすくし、その導入のコストを上昇させ、自由化された状態を安定化する効果を有する。このような自由貿易体制の安定化は、貿易及び投資を増大させる効果を有する。

## ③自由貿易体制の維持費用の減少

第3に、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を有している。最恵国待遇原則の適用による平等な待遇は、常により有利な待遇（貿易においてはより自由な待遇）の方に統一して実現される。最恵国待遇原則が確立・維持されていれば、WTO加盟国は他国が自国に付与する待遇を第三国に対する待遇と比較する目的で監視したり、自国に不利な待遇の改善を要求して交渉したりするための費用を節約したりすることができる。このように、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を持っている。

また、最恵国待遇原則を遵守する限り、WTO加盟国は他のいずれの加盟国からの輸入も区別せず平等に取り扱うことになるために、輸入産品の原産地国を確認するための費用も節約されて、経済効率性が改善される。

## 2. 主要ケース

### (1) カナダー自動車に関する措置（DS139）<sup>9</sup>

カナダ政府は、オートパクト（米加自動車協定：1966年発効）に基づき、所定の条件（現地付加価値達成率60%以上等）を満たすことを条件として、ビッグスリー等の特定企業（オートパクトメンバー）に対してのみ、完成自動車の関税を免除する措置を実施していた。もともとは、いかなる企業でも所定の要件を満たせば関税免除を受けられるように運用されていた制度であったが、米加自由貿易協定の締結に伴い、オートパクトの対象企業を新規に認めない旨が規定された。この取扱いは、NAFTA発効後も継続され、オートパクトメンバー企業が完成自動車を輸入する場合、無税で輸入できるのに対して、非オートパクトメンバーの行う輸入に対しては6.1%の関税（2000年12月時点）が賦課されていた。

日本は、1998年7月にWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請、同年11月にはパネル設置要請を行って、1999年2月に同一案件に係るEUの申立てを併せて審査するための単一パネルが設置された。2000年2月にパネル報告、同年5月には上級委員会報告が出され、いずれも日本の主張をほぼ認め、本件関税免除措置がGATT1条1項（最恵国待遇）、3条4項（内国民待遇）、補助金協定、及びGATS17条（サービスの内国民待遇）に違反するとの判断が出された（なお、卸売サービスに関するGATS2条（最恵国待遇）及び17条（内国民待遇）違反をパネルが認定した点については、上級委員会は事実認定が不十分であるとして当該判断を覆した）。

### (2) EUーバナナに関する措置（DS27）<sup>10</sup>

EUがACP（アフリカ、カリブ海、太平洋）諸国との間に締結しているロメ協定に基づき、EUは、バナナの関税割当制度について、その数量枠及び税率等の面でこれらACP諸国産のバナナを優遇する特惠措置を採用しており、同制度は、GATT時代に2回パネルで争われている（第16章「地域統合」参照）。

<sup>9</sup> 本件に関しては、平覚「カナダの自動車政策に関わる措置」2000年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2000/00-5.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-5.pdf)）も参照。

<sup>10</sup> 本件に関して、パネル報告書については中川淳司「ECーバナナ輸入制限（パネル）」1997年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/1997/97-4.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1997/97-4.pdf)）、上級委員会報告書については平覚「ECーバナナ輸入制限（上級委）」1997年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/1997/97-5.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1997/97-5.pdf)）も、それぞれ参照。

ウルグアイ・ラウンド合意後、EUは新たな関税割当制度を導入したが、中南米産バナナを主として扱うバナナ業者を抱える米国は、同制度についても不満を示し、特に、関税割当のライセンス発給システムによるACP諸国産バナナの取扱いの優遇及びEUとフレームワーク合意を締結した中南米のバナナ生産国（特にコロンビア、コスタリカ）に対する割当の優遇がWTO協定違反であるとして、他の中南米諸国（エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ）とともにGATT22条に基づいた協議を行った後、WTOパネルが設置された（1996年5月）。本件パネルには、我が国も第三国参加した。

1997年5月に提出されたパネル報告書では、以下の主要論点につき、EUの措置はWTO不整合と認定された。上級委員会もこの内容を基本的に支持した。

- ①第三国及び非伝統的ACP諸国産バナナに関する関税割当の数量枠のうちの一定部分をEU域内産バナナ又は伝統的ACP諸国産バナナの取扱業者に限って割当てを行うことは、GATT1条1項（最恵国待遇）及び3条4項（内国民待遇）に違反する。また、ロメ協定の下でのGATT1条1項に関するウェーバー（義務の免除）の範囲は、第三国及び非伝統的ACP諸国産バナナの輸入に適用されるライセンス手続には及ばず、GATT1条1項についてのWTO協定上の義務は依然として有効である。
- ②上記①の関税割当の数量枠について、伝統的ACP諸国産バナナの取扱業者に対して優先的な割当を行うことは、第三国の流通業者を競争上不利に扱うものであり、GATS2条（最恵国待遇）及び17条（内国民待遇）に違反する。
- ③フレームワーク合意については、コロンビアとコスタリカのみをEUへのバナナ輸出の実質的関心国として合意を行ったことについては否定されないとしつつも、実質的関心のない国の一部（ニカラグア、ベネズエラ等）と合意し割当を行う一方で、グアテマラ等に割当を行っていないことはGATT13条1項（数量制限の無差別適用）に違反する。なお、フレームワーク合意に基づく国別シェアが反映されている譲許表の記述内容とGATT13条との優先関係については、GATT13条が優先する。

（ロメ協定との関連について第16章「地域統合」を、EUの勧告実施を巡る米・EU間の争いについて第15章「一方的措置」を参照）。

### (3) EU—開発途上国に対する関税特恵の差別的供与（DS246）<sup>11</sup>

2001年12月10日、欧州理事会によって一般関税特恵の枠組み「理事会規則2501/2001」が発表された。本規則は、①一般規定、②労働権保護のための特別規定、③環境保護のための特別規定、④後発途上国のための特別規定、及び⑤麻薬の生産と不正取引対策のための特別規定（ドラッグ・アレンジメント）の5つから構成され、適用期間は2002年1月1日から2004年12月31日とされた。

これらの規定のうち、①一般規定は、開発途上国一般を対象国とする一方、⑤ドラッグ・アレンジメントは、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ペルー及びベネズエラの12か国のみを対象国としている。

インドは、ドラッグ・アレンジメントは、対象国12か国のみが規定の対象品目について無関税でEU市場に輸出できるのに対し、その他の開発途上国は通常の開税率又は割引された開税率でしかEU市場に輸出できないことは差別であるとして、2002年3月、WTOに対して最恵国待遇違反及び授權条項違反を申立てた。

2002年12月には、インドはパネル設置要請を行い、2003年12月に同パネル報告が加盟国配布された。本報告は、ドラッグ・アレンジメントは一部の開発途上国のみが享受できる特権であることからGATT1条に違反すること、また、すべての開発途上国に等しく特恵が与えられておらず、その差別が後発途上国に対する特別な待遇に基づいたものでもないこと等から、本措置のGATT違反は、授權条項によっても正当化されないと判断した。さらに、EUが主張していたGATT20条（b）の適用については、20条（b）は「生命又は健康の保護のために必要な措置」につきGATTの例外を認めているもので、ドラッグ・アレンジメントはそもそもこのような目的のために作られたものではないこと等から、GATT20条によっても正当化されない旨判断した。

本件は、2004年1月にEUにより上訴され、同年月に上級委員会報告が発出、採択された。上級委員会は、授權

<sup>11</sup> 本件に関しては、川島富士雄「EC—途上国に対する関税特恵の供与条件（GSP）」2004年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2004/04-11.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2004/04-11.pdf)）も参照。

条項について WTO 協定と同条項の趣旨・目的等を勘案すると、異なる状況にある関税特恵（GSP）受益国について異なる関税待遇を供与することは必ずしも禁止されていないが、異なる待遇を与える場合には、同様な状況にあるすべての GSP 受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする「開発上、資金上、及び貿易上の必要性」を有するすべての GSP 受益国に対して同一の待遇が与えられるよう確保しなくてはならないとした。その上で、本ドラッグ・アレンジメントは本件制度の受益国とその他の GSP 受益国を区別する根拠を与える基準が存在せず、同様の状況にあるすべての GSP 受益国が裨益していないとして、パネルとは異なる理由で、上級委員会も EU の違反を認定した。

#### (4) 米国—マグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置（DS381）

TBT 2.1 条及び GATT 1 条 1 項について判断（第 11 章「基準・認証制度」2. 主要ケース（3）を参照のこと）。

#### (5) アルゼンチン—金融サービス（DS453）

GATS 2 条 1 項について判断（第 12 章「サービス貿易」3. 主要ケース（6）を参照のこと）。

#### (6) ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求（工業製品税の条件付き減税（国産品優先補助金））（DS472、497）<sup>12</sup>

事案や主要な判示内容に関しては、第 I 部第 10 章参照（GATT 20 条の正当化事由に関する論点につき、第 II 部 4 章「正当化事由」2（14）も参照。）。

本件では、イノヴァール・アウト（INOVAR-AUTO）・プログラムに基づくアルゼンチン、メキシコ及びウルグアイに対する税の減免措置について、最恵国待遇義務違反（GATT 1 条 1 項）が授権条項 2 条 (b)（非関税措置に関する多国間合意に基づく差別的優遇措置）及び (c)（関税の相互削減に関する途上国間の地域間協定等）によって正当化されるか、も争点となった。

パネルは、①授権条項に基づく措置について、措置国が同 4 条 (a) に基づく通報を行った場合は、申立国は、パネル設置要請において授権条項の関連条文を特定する必要がある、としつつ、本件では、ブラジルが授権条項 2 条 (b) 又は (c) に基づく措置であること、ないし、通報を行ったことを立証できていないため、申立国はパネル設置要請で授権条項を特定する必要はなかった、とした。

また、②(i)授権条項 2 条 (b) 上の「非関税措置」は、GATT 自体ではない多数国間合意における、途上国に対する特別で異なる（special and different (S&D)）待遇に関する特定の規定に基づく措置である必要があるところ、ブラジルが根拠として挙げる GATT 3 条は授権条項 2 条 (b) 上の非関税措置とは認められず、また、(ii)本件措置について授権条項 2 条 (c) 上の RTA との関連性は示されていない、とし、本件措置は、授権条項 2 条 (b) 又は (c) によって正当化されない、と判示した。上級委はパネル判断を維持した。

#### (7) EU—エネルギー産業に関する措置（DS476）<sup>13</sup>

GATT 1 条 1 項及び GATS 2 条 1 項について判断（第 12 章「サービス貿易」2. 主要ケース（7）：①(a)ガス指令上の分離措置、③ LNG 措置（GATT 1 条 1 項上の「同種の産品」要件が争点となった）、④インフラ免除措置、⑥(a)ガス指令上の第三国認証措置、及び⑦ガス指令上の TEN-E 措置を参照のこと）。

<sup>12</sup> 本件に関し、パネル報告書については小寺智史「ブラジル—工業製品税その他各種税制の内外差別的運用」2017年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2017/17-8.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2017/17-8.pdf)）、上級委員会報告書については北村朋史「ブラジル—工業製品税及びその他各種税制の内外差別的運用」2019年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2019/19-3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2019/19-3.pdf)）も、それぞれ参照。

<sup>13</sup> 本件に関しては、石川義道「EU—エネルギー政策」2018年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2018/18-4.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2018/18-4.pdf)）も参照。

## (8) EU一家禽肉製品に対する関税譲許に関する措置 (DS492) <sup>14</sup>

EUは、鶏肉製品等計10品目について、2006年から2013年にかけて、2回に分け、タイ・ブラジルと交渉・合意のうえ、関税譲許を修正し、従価税を関税割当に置き換えた。これに対し、中国が、EUでは2008年以降SPS措置の緩和により中国産輸入品が増加したにも関わらず、EUは関税譲許の修正を行う際に、SPS措置緩和前の期間における輸入状況を検討し、SPS措置が存在しないと仮定した場合の中国輸入シェアを推計しなかった点等において、交渉や協議が必要な主要供給国・実質的利害関係国の決定（GATT 28条）、補償の算定（同条2項）、関税割当の配分の決定（同13条）について協定に違反すると主張し、2015年4月協議要請を行った。その後、2017年3月にパネル報告書が公表され、上訴されず、翌月パネル報告書が採択された。

GATT 13条2項は、関税割当の配分の決定にあたり、利害関係国の製品の貿易に影響を及ぼした又は及ぼしているすべての特別の要因に妥当な考慮を払うべき旨を規定しているところ、パネルは、EUが、関税割当の配分に関する交渉開始後に生じた輸入シェアの変化を考慮していない点について、同条項違反を認定した。ただし、SPS措置が存在しなかったと仮定した場合の加盟国の輸入シェア推計に基づいて実質的利害関係国を決定する義務などに関するその他のGATT 13条に基づく主張は認めなかった。

なお、関税譲許の修正に関するGATT 28条に関しては、下記のとおりいずれの主張も認めなかった。

①供給国としての利害関係の有無につき、中国は、本件SPS措置が「差別的數量制限」（1項注釈）<sup>15</sup>に当たることを立証できていない、②1項上、供給国の利害関係の有無について交渉開始後に輸入シェアの変化を反映して再決定する義務は認められない、として、28条1項違反の主張を認めなかった。また、③補償の可否の検討に必要な関税割当の総量を算定するための「代表的期間」（28条に関する解釈了解6項）<sup>16</sup>を特定する際、本件SPS措置は、あらゆる原産地からの家禽肉製品の年間貿易総量を著しく変更したものでない、影響を除外する必要はない、④解釈了解6項上の参照期間の起算点は交渉妥結時点ではなく交渉開始時点である、⑤解釈了解6項は関税割当の配分には適用されない、として28条2項違反の主張も認めなかった。

## (9) 米国—香港製品に対する原産地表示要求措置 (DS597) <sup>17</sup>

香港は、独立した関税地域（separate customs territory）として中国とは独立した立場でWTOに加盟しているところ、米国は、1992年米国香港政策法201条(a)及び1997年7月の通達に基づき、1997年の香港返還後も香港産品については「香港」との原産地表示を引き続き認めていた。しかし、2020年7月に米国は、香港が「中華人民共和国との関係で異なる扱いを正当化するほど、もはや十分に自律していない」と認定する大統領令を発令し、2020年8月、香港で生産された輸入品は「香港産」と表示してはならず、「中華人民共和國産」と表示することを義務づける通達を公表した。これに対し、香港は、香港で生産された産品について、WTO加盟国としては異なる中国を原産地として表示しなければならない点において他の加盟国で生産された産品よりも不利な待遇を与えており関連する各協定上の最恵国待遇義務（GATT 1条1項、同9条1項、原産地規則に関する協定（Agreement on Rules of Origin（以下「ARO」））2条（d）、TBT協定2条1）等に違反すると主張し、2020年10月協議要請を行い、2022年12月にパネル報告書が公表された。その後、2023年1月に米国は機能停止中の上級委員会に上訴した（いわゆる空上訴。第17章「WTOの紛争解決手続」のコラム「WTO上級委員会を巡る動向」参照）。

パネルは、GATT 1条、ARO及びTBT協定はより広範な措置に適用されるのに対して、GATT 9条1項は原産地表示要件のみを規律対象とすることに鑑み、同項整合性のみを判断することとした（同項に関する初の判断事例である）。

<sup>14</sup> 本件に関しては、平覚「EU一家禽肉製品に対する関税譲許に関する措置」2017年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2017/17-6.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2017/17-6.pdf)）も参照。

<sup>15</sup> 譲許修正申請国は、ある国が主要供給国又は実質的利害関係国としての利益を有するか否かを決定するにあたり、譲許修正申請国が差別的數量制限を維持しなかった場合に想定される当該対象国の輸入シェアを考慮する必要がある（GATT 28条脚注1第4項及び第7項）。

<sup>16</sup> 無制限の関税譲許を関税割当に置換する場合の補償は、将来の予想貿易量が割当の水準を超える額によって算出され、将来の予想貿易量は、直近の代表的な3年間における平均年間貿易量又は直近年の輸入量のいずれか大きい方（いずれも増加率を加味する）に基づくこととされている（第28条の解釈了解第6項）。

<sup>17</sup> 本件に関しては、石川義道「米国—原産地表示」2023年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/7\\_DS597.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/7_DS597.pdf)）も参照。

パネルは、他の無差別原則に関する同様の条文文言の解釈はGATT 9条1項の解釈において有用な指針となるとしたうえで、同項の整合性の判断に関し、まず、①異なる加盟国からの輸入品に許与された待遇を比較し、待遇に差異があるかどうかを確認し、①が肯定される場合、②係争措置が、申立てた加盟国の輸入品に不利となるよう市場の競争条件を変更することで不利な待遇を与え、当該輸入品の他の輸入品の対する競争機会に悪影響を及ぼしているかを検討し、いずれも肯定される場合は、その原産地表示の要件は、特定加盟国の産品に不利な待遇を与えており9条1項違反にあたる、という判断基準を示した。米国の「不利な待遇の有無は、規制目的の考慮を含む総合的な判断である必要がある」という主張については、そのような検討は正当化事由において考慮されるべきであるとして、否定した。

そのうえで、本件措置については、①につき、米国の関連法令が、ある産品の原産地を決定する際には、その産品が製造等された国を原産地と考える扱いであるところ、香港からの輸入品については、原産地として他のWTO加盟国（中華人民共和国）を表示するよう要求している点において、9条1項に基づく異なる待遇を構成するとした。次に②について、パネルは、米国の「9条1項違反の立証には、香港という原産地表示の価値や他の加盟国の名称を表示することに伴う経済・貿易上の影響を示す必要がある」という主張を否定したうえで、不利な影響は、措置の制度設計や予定される運用に基づいて認定されるべきであり、潜在的な影響であっても足りるとし、産品の原産地が最終購入者にどのように示されるかは、購入の意思決定に関連する要素となる限度で、輸入産品間の競争関係に影響を与えるものであり、輸入国市場において固有の価値を持つ、と認定した。また、米国のようにすべての輸入品に対して原産地表示を求める措置が導入された場合は、原産地表示は輸入国市場における輸入品間の競争条件に組み込まれている、とした。本件措置の結果、香港を原産国とする表示が米国市場において利用できなくなることによって、香港産品の輸出者は、現在または将来において、物品の原産地に付されうる価値を發展させ、利益を得る可能性が否定されるので、本件措置は、米国市場における香港産品の競争機会に悪影響を及ぼすとし、GATT 9条1項違反を認定した。

米国は、本件措置はGATT 21条(b)号によって正当化でき、同項は自己判断条項であると主張したが、パネルは、まず(b)号が自己判断条項であることは否定した。そのうえで、本件では、同(iii)号の「国際関係の緊急時」にとられた措置といえるか否かが検討されたが、パネルは、(iii)号上の国際関係の緊急時とは、GATTに基づく義務に不整合な行動をとることを正当化するような、国際関係における緊急事態を構成すると言えほどの重大さの閾値に達している必要があり、国家間または国際関係の参加主体間の関係に生じる、強度に深刻で、事実上、破綻やそれに近い状況（a breakdown or a near-breakdown）である必要があると示した。しかし、本件措置がとられた香港の状況は、国際的なレベルで緊張関係や懸念表明の対象になっているとはいえるが、米国と香港の関係は多くの分野で協力関係を継続しており、通商関係も維持されていること等に照らして、その閾値に達しているとは言えず、本件措置は(iii)号に該当するとはいえないとして、米国の主張を退けた。安全保障例外に関する判示については、2023年版不正貿易報告書267頁以下に記載のコラム「安全保障例外～GATT 21条の解釈をめぐる論点と最近のWTO先例」も参照されたい。